

V章 大規模屋外広告物の事前協議について

◆ 大規模屋外広告物事前協議

本市では、下表に示す大規模な屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件(掲出物件)について、新たに設置する場合のほか、意匠の変更をはじめ、移設、改造、修繕などをおこなう場合、屋外広告物条例に基づく事前協議が必要となります。これら事前協議において、「建築物や周辺景観への調和、良質な意匠」、「掲出位置やデザイン、色使い等の統一感」「必要最小限の掲出」といった観点から助言・指導をおこないます。

対象となる行為等について

■対象区域

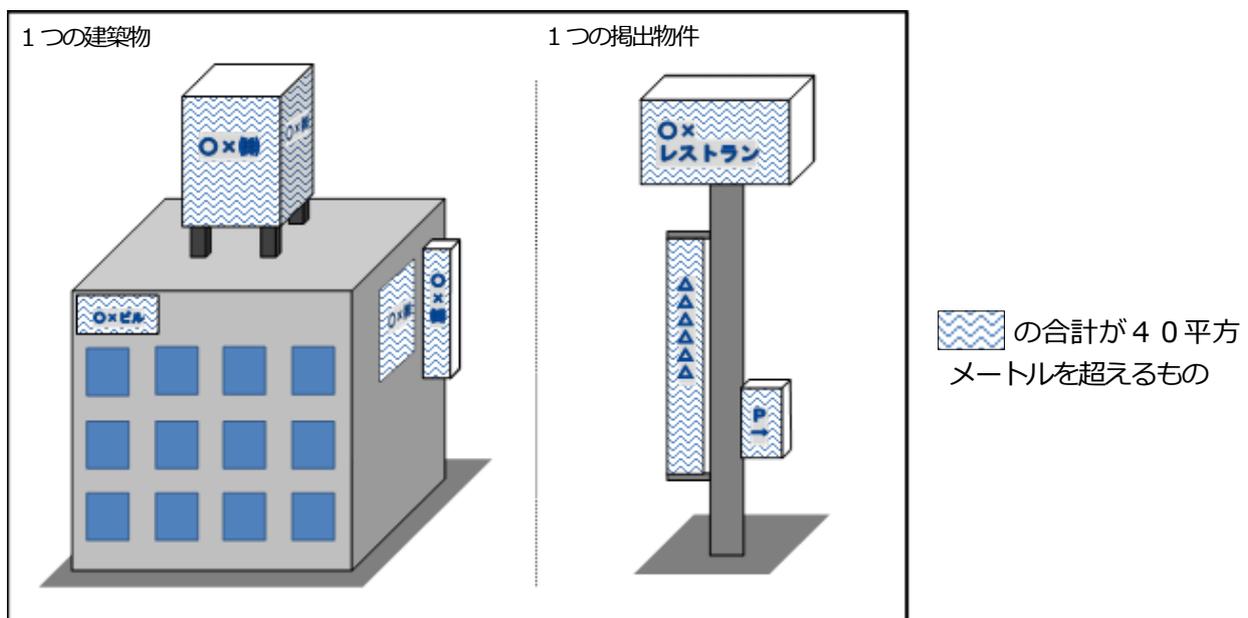
全市域

■対象行為

- ①屋外広告物の表示、移転もしくは色彩の変更
- ②屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕もしくは色彩の変更

■対象規模

1つの「建築物」又は1つの「屋外広告物を掲出する物件」において、上記の対象行為となる表示面積の合計が40平方メートルを超えるもの

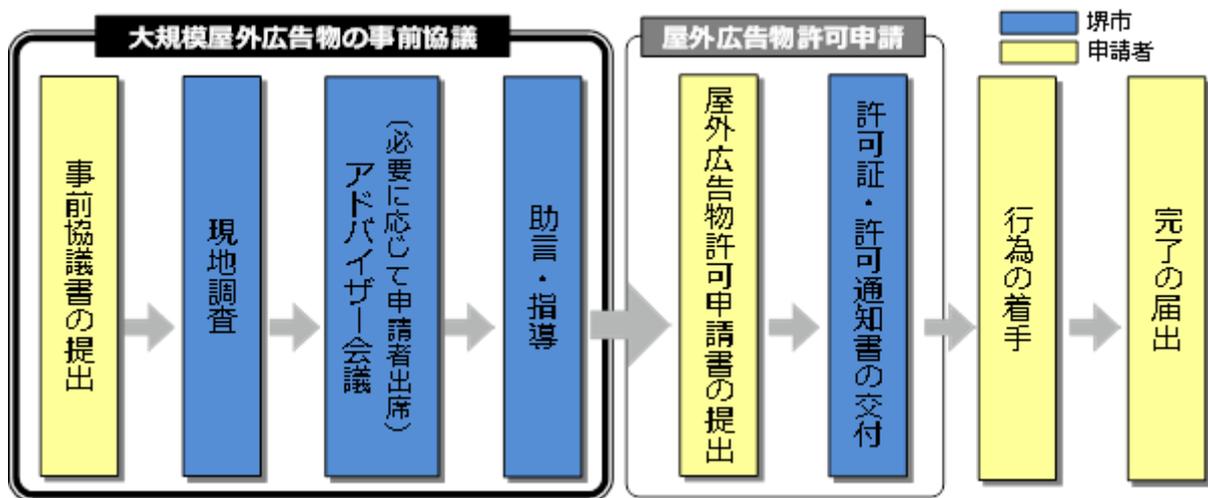


※事前協議では対象規模となった屋外広告物だけでなく、当該敷地にある他の屋外広告物や建物などとの調和を考慮した景観の協議となります。

■配慮事項

- ①表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるように工夫すること
- ②広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一を図ること
- ③隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えるとともに、必要最小限の掲出とすること

事前協議手続きの流れ



※事前協議書の提出の際には、堺市屋外広告物条例の許可基準を確認してください。

(参考) 色の表示方法

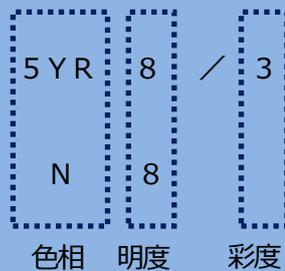
色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。

これは日本工業規格 (JIS) に基づく色彩の表示方法で、色相 (赤、青、黄色などの色合い)、明度 (色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度 (色の鮮やかさの度合い) の3つの属性により色彩を表示します。



(例) マンセル値の表示方法

【有彩色の場合】



【無彩色の場合】

